

たかやま労基署だより(R2.10)

高山労働基準監督署

令和2年の労働災害発生状況について(9月末現在)

主要産業の死傷者数

注1) カッコ内は死亡者数
注2) 死傷者数は休業4日以上のもの

	令和2年		平成31 (令和元) 年		平成30年 (参考)		対前年比 増減数		対前年比 死傷者数 増減率
全産業	91	(2)	105		130	(3)	-14	(2)	-13.3%
製造業	27		25		32		2		8.0%
建設業	13	(1)	18		23	(1)	-5	(1)	-27.8%
運送業	4		6		12		-2		-33.3%
林業	6	(1)	11		15		-5	(1)	-45.5%
小売業	8		13		9	(1)	-5		-38.5%
社福祉	4		9		7		-5		-55.6%
旅館業	7		8		9		-1		-12.5%
その他	22		15		23	(1)	7		46.7%

高齢者労働災害防止講習会

令和2年11月25日(水) 14:00~16:00

星雲会館 2階(集会室 天慶の間)

(下呂市萩原町萩原1166番地8)

参加費無料 定員50名【申込期限11月13日】

- ① 高齢者労働災害発生状況
- ② 高齢者ドライバーの交通安全(下呂警察署)
- ③ エイジフレンドリーガイドラインの解説

最低賃金改正、ガイドライン改定のお知らせ

1 岐阜県最低賃金の改正

岐阜県最低賃金が改正され、令和2年10月1日から適用されています。時間額が1円アップし、852円となりました。

特定(産業別)最低賃金は、例年12月に改正されますので、改正された場合は改めてお知らせします。

2 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の改定

「働き方改革実行計画」において、副業・兼業の普及促進を図ることとされたことから、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が平成30年1月に策定されていますが、このガイドラインが令和2年9月1日に改定されました。

労働時間の管理方法のルール整備が図られたもので、「企業の対応」の概要は次のとおりです。

なお、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

(1) 基本的な考え方

原則、副業・兼業を認める方向とすることが適当である。信義誠実の原則に基づき、労使は労働契約上の主たる義務のほか、多様な付随義務を負っており、以下の点に留意する必要があるとして、就業規則等で定めること等が示されました。

ア 安全配慮義務

イ 秘密保持義務

ウ 競業禁止義務

エ 誠実義務

オ 副業・兼業の禁止又は制限

(2) 労働時間管理

労働基準法第38条第1項では「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。」と規定されており、通達では「事業場を異にする場合」とは事業主を異にする場合も含むとされていることから、以下の点について同法同条の規定の解釈・運用が示されました。

ア 労働時間の通算が必要となる場合

イ 副業・兼業の確認

ウ 労働時間の通算

エ 時間外労働の割増賃金の取扱い

オ 簡便な労働時間の管理方法

(3) 健康管理

使用者は、労働者の副業・兼業の有無にかかわらず、健康診断、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェックやこれらの結果に基づく事後措置等を実施する必要があることから、以下の点について留意する内容が示されました。

ア 健康確保措置の対象者

イ 健康確保措置等の円滑な実施についての留意点